

**全国初 県が預貯金差し押さえ実態調査を実施
年金支給日をねらい撃ちにした違法な実態が明らかに**

(議会と自治体・12月号)

日本共産党・島根県議会議員
尾村 利成

はじめに

10月24日、島根県議会・決算特別委員会で、差し押さえ禁止財産である年金をねらい撃ちにした違法な差し押さえの実態が明らかとなりました。

2011年度(平成23年度)における市町村が実施した「国民健康保険料(税)滞納者に対する年金口座差し押さえ」が81件ありました。そのうち、70件が年金支給日(偶数月の15日)に行われており、驚くべき違法実態が浮き彫りとなったのです。

以下、島根県内における無慈悲な取り立て・差し押さえの実態、党の対応・議会での論戦などについて述べます。

島根の無慈悲な差し押さえの実態

2012年度(平成24年度)、県税(法人県民税・事業税、個人事業税、自動車税など)の差し押さえは821件、個人住民税の差し押さえは1,726件実施されました。また、国民健康保険料(税)の滞納処分にあたって1,026件(延べ件数)の差し押さえが行われました。

2012年度の島根県の県税徴収率は98.3%で、5年連続全国一位という高い水準となっています。県都・松江市の市長は、「徴収率、日本一をめざす」と豪語しています。このことは、財産差し押さえやインターネット公売などあの手この手で徴収率アップをめざす無慈悲な徴収行政をすすめる宣言でもあります。

この間、酷い徴収に苦しむ多数の相談が寄せられてきました。その一例をご紹介します。

■「差押緊急警告」を送っていた島根県

県では、県税の滞納者に対して、「差押緊急警告」の文書を出していました。警告文書では「あなたの財産について、徹底した財産調査を実施する。あなたの財産について完納になるまで**可能な限りの差し押さえを実施する**。あなたが不在の場合であっても、警察官立ち会いのもと開錠して住居等を搜索し、あなたの財産を差し押さえ、搬出する」と書かれていました。

私は、この県民を威圧する文書の存在を議会で取り上げ、是正を求めました。溝口善兵衛知事は「善意の人がこういう文書をもろうと非常にびっくりされる。文書の形態等について問題があるのかよくチェックする」と答弁。その後、この文書は破棄されました。

■「ヤミ金から借りてでも払え」という松江市

心臓が悪い60代の年金生活者の男性は、年金が少なく、毎月1万円ずつ国保料を払っていました。しかし、ある日突然、毎月2万円払わなければ保険証は渡さないと言われました。男性が払えないと言うと、松江市の担当者は「ヤミ金から借りてでも払え」と言い、途方に暮れたその男性は仕方なく、ヤミ金から借りて保険料を支払いました。

相談を受けた私と党市議団は、男性とともに市に厳しく抗議し、非道な取り立て中止を強く求めました。

■「年金をすべて納税に充てよ」という出雲市

30代の食料品製造販売業の男性は、母親が糖尿病で通院中であるのに、国民健康保険証を取り上げられていました。そして、出雲市から「いつでも差し押さえできる」「回収は2年でやる。5年は待てない」と突然通告されました。市は「年金をすべて納税に充てよ」「通院の必要があれば、きちんと払いなさい」と冷厳に納税を強要しました。

党市議は、このような生活と経営に困窮する市民を追い込んでいる徴税実態を議会で追及しました。市長は「収納課の対応は適切とはいえない。事実とすれば、極めて遺憾なこと」と答弁せざるを得ませんでした。

■「搜索執行通知」を送っていた雲南市

雲南市では、市税滞納者に対し、「搜索執行通知」を送っていました。通知では「これ以上猶予できませんので、来庁の上、全額納付されますよう通告します。納付がない場合は、国税徴収法第142条の規定に基づき、居宅及び事務所等の搜索を執行し、差し押さえをします。なお、不在であっても、警察官等の立ち会いの下、強制的に解錠の上、執行します」と書かれていました。

また、雲南市では、母子家庭に支給される児童扶養手当が口座に入った途端に差し押さえた事例も発生しました。党市議は、これらの問題を厳しく批判し、改善を強く要求しました。

■「玄米、コンバイン」を差し押さえた奥出雲町

奥出雲町では、未納国民健康保険税を徴収するため、コンバイン、農用運搬車を差し押さえていました。「農業に欠くことができない器具等」の差し押さえは、国税徴収法に違反するものです。また、奥出雲町では、玄米まで差し押さえるという驚くべき実態もありました。

この問題は、県議会でも取り上げ、無法な徴収をやめさせるよう、県として奥出雲町に対する指導強化を求めました。

6月議会で県が預貯金調査実施を約束

■「児童手当差し押さえは違法」と断じた鳥取地裁判決

今年3月29日、鳥取地方裁判所は、預金口座に振り込まれた児童手当13万円を差し押さえ、滞納していた県税に充当した鳥取県の処分を「正義に反する」と断罪しました。

判決では、児童手当を含めた差し押さえ相当額の返還と国家賠償請求に基づく慰謝料（25万円）の支払いを命じました。

児童手当が銀行口座に振り込まれた場合、「一般財産と混在」するとして差し押さえを認めた最高裁の判例があります。

鳥取地裁判決では、最高裁判例を踏まえ、差し押さえは原則として許されるとしながらも、一定の基準に該当する場合には、差し押さえを「違法なものと解する」とし、5項目の「判断基準」を示しました。

この「判断基準」は、①処分行政庁が預金口座に児童手当が入金されることを予期した②児童手当を原資として租税を徴収することを意図した場合③差し押さえ処分の時点において、児童手当以外に預金口座への入金がない状況にある④処分行政庁がそのことを知り、または知り得べき状態にあった⑤その上でなお、差し押さえ処分を断行した場合、です。すなわち、「差し押さえ禁止財産をねらい撃ちにした差し押さえは違法」と判断したのです。

鳥取県は、「反省すべきは反省し、真摯に受け止める」と言いながら、①最高裁判例（平成10年2月10日）を踏襲していない②事実認定に誤認がある③全国の徴税業務に多大な影響を与える、などとして不当にも控訴しました。控訴審の第1回口頭弁論は、9月18日に広島高裁松江支部で行われ、即日結審しました。判決は11月27日に言い渡されます。正当なる判決が下されることを期待しています。

■鳥取地裁判決をもとに6月議会で論戦

鳥根県内でも税をはじめ、国民健康保険料（税）の未納者に対する不当な差し押さえが行われ、

差し押さえ禁止財産である年金をねらい撃ちにした預貯金の差し押さえが頻発していました。

年金は、偶数月の15日に振り込まれます。これまで私のもとに、幾度となく「年金支給日に年金を差し押さえられました」との相談が寄せられてきました。泣きながら声を震わせ、苦しい胸の内を話される高齢者の悲しい顔を見てきました。

私は、6月議会の一問一答質問で、鳥取地裁判決をもとに「行政による差し押さえの問題点」を取り上げ、地裁判決を受けての「県としての徴収行政のあり方」を質しました。

総務部長は「税は、納税者に信頼されるものであることが大原則である」とし、「災害や病気などによって支払いができないような場合には、個々の状況に応じて分割納付や徴収猶予等、納税の緩和制度を説明し、活用してもらうなど、適切な対応が必要と考えている」「今後、市町村から滞納整理の状況を聞き取るなど差し押さえの実態を確認するとともに、鳥取県の控訴の状況を注視しつつ、徴収実務の研修会等において引き続き国税徴収法の実務を研修項目とする」と答弁しました。

健康福祉部長は「社会保険料の徴収にあたっては、滞納者に対して親身な相談、収納活動を心がけ、滞納世帯の実情を十分に把握し、滞納者が生活に困窮することのないように慎重かつ適切に対処することが大事」と答弁しました。

私は、「年金をねらい撃ちにした違法な差し押さえが横行している実態」を告発し、県として「国保料に係る預貯金差し押さえ実態調査」の実施を迫りました。

健康福祉部長は「滞納整理における差し押さえ件数や金額、差し押さえに至るまでの経緯や滞納者の経済状態の状況を市町村から聴取する」とし、調査を約束しました。

驚くべき違法な差し押さえ実態が明らかに

■差し押さえ年月日まで調査した画期的な預貯金実態調査

質問を受けて、県は、7月30日付けで各市町村あてに「2011年度の国保料に係る預貯金差し押さえ実態調査」の実施についての依頼文を发出了しました。これは、全国初の画期的な調査です。

調査では、①口座差し押さえを行った時の債権額②口座差し押さえを行った時の当該口座の預金残高③実際に差し押さえを行った額④実際に充当を行った額⑤差し押さえを行った年月日⑥差し押さえた口座の種類（年金が振り込まれた口座＝年金、給与が振り込まれた口座＝給与、児童手当が振り込まれた口座＝児童手当、給与及び児童手当が振り込まれた口座＝給与＋児童手当、それ以外の複数のものが振り込まれる場合＝その他、把握していない場合＝不明）などの記載を求めました。

■15日の年金支給日に差し押さえが集中

10月24日の決算特別委員会で、「預貯金差し押さえ実態調査」について質疑に立ちました。

「年金口座の差し押さえ件数、ならびに、そのうち年金支給日の差し押さえ件数」について質したところ、健康福祉部長は「2011年度において、国保料滞納者に対し、年金口座の差し押さえが81件あった。そのうち、70件（86%）が年金支給日に行われた」と答弁しました。

私は、「差し押さえ禁止財産である年金をねらい撃ちにした違法な実態が明白になった」と指摘しました。そして、生計費の差し押さえは、国税徴収法で禁じられていること、地方税法は「生活を著しく窮迫させるおそれがある」場合、差し押さえなどの「滞納処分」を執行してはならないと規定していることを強調し、「市町村への指導・助言を強化せよ」と強く求めました。

健康福祉部長は「生活に困窮するような差し押さえがあってはならない。滞納者に対して親身な相談・収納活動を心がけ、個々の経済状況を把握した上で慎重かつ適切に対処するよう、市町村に対し、引き続き指導・助言に努める」と答えました。

調査結果では、548件が国保料（税）に充当されており、そのうち、給与が186件、年金が81件となっており、児童手当や児童扶養手当まで差し押さえを実行していることが判明しました。

無法な差し押さえを許さないたたかい

国保において、滞納処分（差し押さえ）を受けた人は、間違いなく保険証を取り上げられています。そのため、病院にかかれば医療費は全額自己負担となっています。命綱である保険証の取り上げで医療受給権を奪った上、生きる糧の預貯金を差し押さえ、生存権まで奪う許し難い徴税・徴収が横行しています。

生活困窮者の「最後の糧」を奪い取り、貧困と絶望に叩き落とすなど、どんな理由があっても許されることではありません。まして、住民の生活と権利を守るべき行政機関がこんな非道を行うなど言語道断です。

人権を無視した強権的な取り立てはやめ、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務への転換が必要です。

行政は、生活困窮者に対する徴収猶予、減免などの「納税緩和措置」の周知徹底、納税者の実情を十分に把握、勘案するとともに、生存権的財産の差し押さえはすべきではありません。

憲法は生存権を保障しています。税制は、生活費非課税と応能負担が原則です。庶民増税・消費税増税をやめ、国民の所得を増やし、福祉を充実することこそ、過酷な差し押さえを解消する最善の道です。

(おむらとしなり)